

厚生年金保険給付に係る 標準報酬月額等級表が変わります

平成 28 年 10 月から短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大が予定されており、これに伴いまして、厚生年金保険法において、報酬月額が 88,000 円以上とすることとされました。

これにより、本年 10 月以降の厚生年金保険法の標準報酬月額等級表については、次の表のとおり現行の標準報酬月額 98,000 円（第 1 級）は（第 2 級）となり、下限は 88,000 円（第 1 級）となります。

なお、短期給付及び退職等年金給付に係る標準報酬の等級は従来どおり標準報酬の月額 98,000 円が下限となります。

●厚生年金保険法（厚生年金保険給付）

改正後（平成 28 年 10 月以降）			現行（平成 28 年 9 月以前）		
標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額	標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第 1 級	88,000 円	93,000 円未満	第 1 級	98,000 円	101,000 円未満
第 2 級	98,000 円	93,000 円以上 101,000 円未満	第 2 級	104,000 円	101,000 円以上 107,000 円未満

※短期給付及び退職等年金給付については変更ありません。